

海洋立国懇話会総会決議(案) 「海の日」を7月20日に

7月20日の「海の日」の祝日化は、2,300近い全国自治体の議会の決議を得るとともに、1,038万人もの署名を集めるなど、非常に幅広い国民運動の盛り上がりの結果、運動の開始から36年間の歳月をかけて平成7年3月実現にこぎ着けたものである。

「海の日」の意義と明治天皇

「海の日」は、明治9年に明治天皇が東北ご巡幸からお帰りの際、灯台巡視船「明治丸」に乗船され無事横浜にお帰りになられた日（海の記念日）に由来する。「明治丸」は小笠原諸島の我が国領有の基礎を固めた船でもあり、我が国の近代化を海から支えた。海の恩恵に感謝し、海洋国家である我が国の繁栄を願う「海の日」は民間の発意により初めて誕生した祝日であるとともに、四方を海に囲まれた我が国が世界に先駆けて祝日化した大変意義のある祝日である。

しかし、現在「海の日」は7月第3月曜日とされ、7月20日が「海の日」とされた本来の趣旨から次第にかけ離れ、この日に対する国民の意識が薄らいでいる。近年は、海の産業に従事する若年層がとみに減少しており、このままでは海洋国家日本の未来が危惧される状況にある。

上記のように「海の日」が歴史的事跡に由来することと併せ、祝日「海の日」が始まった平成8年7月20日に海の憲法と言われる国連海洋法条約が日本国内で発効したこと、更には平成19年7月20日に新たな海洋立国を標榜する海洋基本法が施行されたことにより、海洋国家日本の礎の日としての7月20日の意義は格段に強まっている。

以上のことから、我が国が真の海洋国家として発展し、また海に働く人々が誇りをもって就業し、海の平和・安全・環境保全・海上交易の重要性を我が国から世界に訴えていくためにも、海の日を7月20日に固定すべきである。

以上

平成29年5月10日